

奈良県中小企業団体中央会企業等協力会員規約

(目 的)

第1条 この規約は、本会の企業等協力会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者の本会に対する協力と理解を高めることにより、本会の事業活動の推進に資することを目的とする。

(資 格)

第2条 企業等協力会員の資格を有する者は、奈良県内に事業所を置く企業及び個人事業者等で、本会の趣旨に賛同し、その事業に参加しようとする者とする。

(企業等協力会員に対する事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、企業等協力会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 本会が作成発行する資料の提供
- (2) 本会又は会員との情報交換等のための会議等への参加
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(加 入)

第4条 企業等協力会員たる資格を有するものは、本会の承諾を得て、加入するものとする。その諾否は、会長が決定する。

(脱 退)

第5条 企業等協力会員は、次の事由により脱退する。

- (1) 企業等協力会員たる資格の喪失
- (2) 解散又は死亡
- (3) 除名

2 企業等協力会員は、前項の規定によるほか、あらかじめ申し出て、本会を脱退することができる。

(除 名)

第6条 本会は、次の各号の一に該当する企業等協力会員を除名することができる。

- (1) 本会の事業を妨げ又は妨げようとした企業等協力会員
- (2) 会費の納入を怠った企業等協力会員
- (3) 故意又は重大な過失により、本会の信用を失わせるような行為をした企業等協力会員
- (4) 犯罪その他信用を失う行為をした企業等協力会員

(会 費)

第7条 企業等協力会員は、会費を納入するものとする。

2 会費の額は、会員の会費の額を勘案し、会長が決定するものとする。

(その他)

第8条 企業等協力会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、会長が決する。

付 則

この規約は、平成25年4月24日より施行する。